

東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款の一部改正（連絡運輸範囲の拡大等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 発売</p> <p>第3章 運賃</p> <p>第4章 効力</p> <p>第5章 様式</p> <p>第6章 改札等</p> <p>第7章 特殊取扱い</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 <u>(第1条—第16条)</u></p> <p>第2章 発売 <u>(第17条—第31条)</u></p> <p>第3章 運賃 <u>(第32条—第36条)</u></p> <p>第4章 効力 <u>(第37条—第50条)</u></p> <p>第5章 様式 <u>(第51条—第52条)</u></p> <p>第6章 改札等 <u>(第53条—第54条)</u></p> <p>第7章 特殊取扱い <u>(第55条—第62条)</u></p>
(中略)	(中略)
(適用範囲)	(適用範囲)
<p>第2条 IC連絡定期券による旅客の連絡運輸については、この約款の定めるところによります。</p>	<p>第2条 IC連絡定期券による旅客の連絡運輸については、この約款の定めるところによります。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 この約款及び前項に定める約款<u>等</u>に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p>	<p>3 この約款及び前項に定める約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p>
<p>注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p>	<p><u>(注)</u> 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。</p>
<p>(1) 東海旅客鉄道株式会社が別に定めるもの</p>	<p>(1) 東海旅客鉄道株式会社が別に定めるもの</p>
(中略)	(中略)
<p>(6) 名古屋鉄道が別に定めるもの</p>	<p>(6) 名古屋鉄道<u>株式会社</u>が別に定めるもの</p>
<p>ア 旅客営業規則（昭和34年9月22日達第62号。以下「名鉄旅規」という。）</p>	<p>ア 旅客営業規則（昭和34年9月22日達第62号。以下「名鉄旅規」と<u>いいます。</u>）</p>
<p>イ 学校指定取扱規則（昭和36年10月28日達第146号。以下「名鉄学規」という。）</p>	<p>イ 学校指定取扱規則（昭和36年10月28日達第146号。以下「名鉄学規」と<u>いいます。</u>）</p>
<p>ウ 身体障害者旅客運賃割引規程（昭和27年4月17日通達甲第74号。以下「名鉄身規」という。）</p>	<p>ウ 身体障害者旅客運賃割引規程（昭和27年4月17日通達甲第74号。以下「名鉄身規」と<u>いいます。</u>）</p>
<p>エ 知的障害者旅客運賃割引規程（平成3年11月25日鉄達第153号。以下「名鉄知規」という。）</p>	<p>エ 知的障害者旅客運賃割引規程（平成3年11月25日鉄達第153号。以下「名鉄知規」と<u>いいます。</u>）</p>
(中略)	(中略)
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p>
<p>(1) 「JR線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。</p>	<p>(1) 「JR線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。</p>

現行	改正
(中略)	(中略)
(17) 「発行事業者」とは、TOICA 乗車券にあつては東海旅客鉄道株式会社、manaca にあつては株式会社エムアイシー <u>及び</u> マナカにあつては株式会社名古屋交通開発機構をいいます。	(17) 「発行事業者」とは、TOICA 乗車券にあつては東海旅客鉄道株式会社、manaca にあつては株式会社エムアイシー、 <u>マナカ</u> にあつては株式会社名古屋交通開発機構をいいます。
(中略)	(中略)
(29) 「列車等」とは、旅客の運送を行う列車及び乗合自動車を <u>いう</u> 。	(29) 「列車等」とは、旅客の運送を行う列車及び乗合自動車を <u>いいます</u> 。
(中略)	(中略)
(31) 「SF」とは、TOICA 約款第 3 条 <u>第 10 号</u> 、manaca 規則第 3 条第 7 号及びマナカ規則第 3 条第 7 号に規定する「 <u>SF</u> 」をいいます。	(31) 「SF」とは、TOICA 約款第 3 条 <u>第 11 号</u> 、manaca 規則第 3 条第 7 号及びマナカ規則第 3 条第 7 号に規定する SF をいいます。
(中略)	(中略)
(ICカードの種類) 第 4 条 <u>IC 連絡定期券は、IC カードを媒体とするもののみ発売します。</u>	(ICカードの種類) 第 4 条 <u>IC 連絡定期券における IC カードの種類は、次の各号に定めるとおりとします。</u>
<u>2 IC 連絡定期券における IC カードの種類は、次の各号に定めるとおりとします。</u>	<u>(削る)</u>
(1) 東海旅客鉄道株式会社が <u>発売</u> する TOICA 乗車券 (中略)	(1) 東海旅客鉄道株式会社が <u>発行</u> する TOICA 乗車券 (中略)
(旅客の区分)	(旅客の区分)
第 9 条 旅客の年齢別の区分は、次に掲げるとおりとします。	第 9 条 旅客の年齢別の区分は、次に掲げるとおりとします。
大人 小児以外で 12 才以上の者 小児 幼児以外で 6 才以上 12 才未満の者 (<u>13 才未満</u> の小学校の児童を <u>含む</u>)	大人 小児以外で 12 才以上の者 小児 幼児以外で 6 才以上 12 才未満の者 (<u>12 才</u> の小学校の児童を <u>含みます</u> 。)
幼児 1 才以上 6 才未満の者 (<u>7 才未満</u> の小学校入学前の <u>小児</u> を <u>含む</u>)	幼児 1 才以上 6 才未満の者 (<u>6 才</u> の小学校入学前の <u>者</u> を <u>含みま</u> <u>す</u> 。)
乳児 1 才未満の者 (中略)	乳児 1 才未満の者 (中略)
(学生等)	(学生等)
第 11 条 「指定学校」とは、JR 学規第 2 条に規定する指定学校、豊鉄学規第 2 条、乗合規程第 3 条に規定する指定学校、高速規程第 27 条に規定する指定学校、名鉄学規第 2 条に規定する指定学校及び名臨高旅規第 34 条に規定する指定学校のうち、関係する運送事業者すべてに共通する学校等をいいます。	第 11 条 「指定学校」とは、JR 学規第 2 条に規定する指定学校、豊鉄学規第 2 条、乗合規程第 3 条に規定する指定学校、高速規程第 27 条に規定する指定学校、名鉄学規第 2 条に規定する指定学校及び名臨高旅規第 34 条に規定する指定学校のうち、関係する運送事業者すべてに共通する学校等をいいます。
2 「学生」とは、指定学校の学生、生徒、児童又は幼児をいいます。ただ	2 「 <u>学生等</u> 」とは、指定学校の学生、生徒、児童又は幼児をいいます。た

現行	改正
<p>し、JR旅規第40条第1項に規定する学生及び生徒を除きます。 (身体障害者)</p> <p>第12条 「身体障害者」とは、次の各号の1に該当する者であって、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。 (中略)</p> <p>2 <u>前項の身体障害者は次表に定めるところにより第1種身体障害者及び第2種身体障害者に区分します。</u> (中略)</p> <p>注1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記(平成30年7月1日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第5号を援用。)に限定する。</p> <p>注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とする。</p> <p>(身体障害者の介護者)</p> <p>第13条 <u>身体障害者が、第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができます。</u></p> <p>2 <u>前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入するIC連絡定期券の乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者のIC連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。</u></p> <p>(知的障害者)</p> <p>第14条 「知的障害者」とは、療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。</p> <p>2 <u>前項の知的障害者は、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に区分します。</u> (中略)</p> <p>(知的障害者の介護者)</p> <p>第15条 <u>知的障害者が、第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができます。</u></p>	<p>だし、JR旅規第39条第1項に規定する学生及び生徒を除きます。 (身体障害者)</p> <p>第12条 「身体障害者」とは、次の各号の1に該当する者であって、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。 (中略)</p> <p>2 <u>身体障害者の割引種別は次表のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別します。</u> (中略)</p> <p><u>(注1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記(平成30年7月1日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第5号を援用。)に限定します。</u></p> <p><u>(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とします。</u></p> <p>(身体障害者の介護者)</p> <p>第13条 <u>「身体障害者の介護者」とは、第1種身体障害者又は12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客(身体障害者1人に対して1人に限ります。)であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。</u></p> <p>2 <u>前項に定める身体障害者の介護者が使用するIC連絡定期券は、身体障害者が使用するIC連絡定期券と乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ身体障害者が使用するIC連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。</u></p> <p>(知的障害者)</p> <p>第14条 「知的障害者」とは、療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。</p> <p>2 <u>知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別します。</u> (中略)</p> <p>(知的障害者の介護者)</p> <p>第15条 <u>「知的障害者の介護者」とは、第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客(知的障害者1人に対して1人に限ります。)であって、係員が介護能力があると認める者をいいます。</u></p>

現行	改正
<p>2 <u>前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する I C 連絡定期券の乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の I C 連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。</u> (制限又は停止)</p> <p>第 16 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売箇所等)</p> <p>第 19 条 I C 連絡定期券の発売を行う運送事業者は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋市交通局。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線<u>函南</u>・二川間<u>若しくは</u>柏原・<u>醒ヶ井</u>間、<u>御殿場線下曾我・沼津間</u>、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊橋・<u>豊川</u>間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限りませす。また、市バス線に係る連絡運輸にあつては名古屋市交通局に限りませす。</p> <p>(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋鉄道株式会社。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線<u>函南</u>・菊川間<u>若しくは</u>柏原・<u>醒ヶ井</u>間、<u>御殿場線下曾我・沼津間</u>、身延線富士・西富士宮間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限りませす。また、名古屋鉄道線の中に J R 線が介在する連絡運輸にあつては名古屋鉄道株式会社に限りませす。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売)</p> <p>第 21 条 連絡運輸範囲内で区間及び経由を同じくして乗車する旅客から I C 連絡定期券の購入の申し出があつたときは、次の各号に定めるところにより 1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の I C 連絡定期券を発売します。</p> <p>(1) 次号以外の場合</p>	<p>2 <u>前項に定める知的障害者の介護者が使用する I C 連絡定期券は、知的障害者が使用する I C 連絡定期券と乗車区間及び有効期間が同一のものであつて、かつ知的障害者が使用する I C 連絡定期券と同時に購入するものでなければなりません。</u> (制限又は停止)</p> <p>第 16 条 <u>運送事業者及び発行事業者は</u>、旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売箇所等)</p> <p>第 19 条 I C 連絡定期券の発売を行う運送事業者は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋市交通局。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線<u>熱海</u>・二川間、<u>柏原</u>・<u>米原</u>間<u>若しくは</u><u>大垣</u>・<u>美濃赤坂間</u>、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊橋・<u>本長篠間</u>又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限りませす。また、市バス線に係る連絡運輸にあつては名古屋市交通局に限りませす。</p> <p>(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋鉄道株式会社。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線<u>熱海</u>・菊川間、<u>柏原</u>・<u>米原</u>間<u>若しくは</u><u>大垣</u>・<u>美濃赤坂間</u>、身延線富士・西富士宮間、<u>飯田線豊川</u>・<u>本長篠間</u>又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限りませす。また、名古屋鉄道線の中に J R 線が介在する連絡運輸にあつては名古屋鉄道株式会社に限りませす。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売)</p> <p>第 21 条 連絡運輸範囲内で区間及び経由を同じくして乗車する旅客から I C 連絡定期券の購入の申し出があつたときは、次の各号に定めるところにより 1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の I C 連絡定期券を発売します。</p> <p>(1) 次号以外の場合</p>

現行	改正
<p>通勤定期券</p> <p>(2) 学生が居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 43 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期券購入兼用の証明書を<u>含む</u>。以下同じ。）を提出（通学定期券購入兼用の証明書にあっては提示）した場合</p> <p>通学定期券</p> <p>2 前項第 2 号の規定にかかわらず、名古屋市交通局線との連絡運輸の場合は、J R 線部分について前項第 2 号の通学のための区間とした通学学生定期券を発売します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客は I C 連絡定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、<u>性別及び</u>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。ただし、発売する運送事業者が特に認めた場合を除きます。</p> <p>(通学証明書)</p> <p>第 22 条 通学証明書の記載事項は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 発行番号</p> <p>(中略)</p> <p>(11) <u>有効期限</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項各号（同項第 9 号に規定する通学定期券等の使用開始日を<u>除く</u>）の記載事項は、発行者が記入して交付することとします。</p> <p>3 第 1 項第 3 号の区分欄は、次の各号に掲げるとおり記入することとします。この場合、第 1 号から第 3 号までのものにあつては、赤書きするものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 前各号以外のものに対するものにあつては、横にまっ線を引く。</p> <p>(中略)</p> <p>5 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とします。ただし、次の各号による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期券等の有効期間の開始日とする場合に限りません。</p>	<p>通勤定期券</p> <p>(2) 学生<u>等</u>が居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（第 43 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期券購入兼用の証明書を<u>含みます</u>。以下同じ<u>です</u>。）を提出（通学定期券購入兼用の証明書にあっては提示）した場合</p> <p>通学定期券</p> <p>2 前項第 2 号の規定にかかわらず、名古屋市交通局線との <u>I C</u> 連絡運輸の場合は、J R 線部分について前項第 2 号の通学のための区間とした通学学生定期券を発売します。</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客は I C 連絡定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。ただし、発売する運送事業者が特に認めた場合を除きます。</p> <p>(通学証明書)</p> <p>第 22 条 通学証明書の記載事項は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 発行番号</p> <p>(中略)</p> <p>(11) <u>卒業予定年月日</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項各号（同項第 9 号に規定する通学定期券等の使用開始日を<u>除きます</u>。）の記載事項は、<u>通学証明書の</u>発行者が記入して交付することとします。</p> <p>3 第 1 項第 3 号の区分欄は、次の各号に掲げるとおり記入することとします。この場合、第 1 号から第 3 号までのものにあつては、赤書きするものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 前各号以外のものに対するものにあつては、横にまっ線を引く <u>こととします</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>5 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とします。ただし、次の各号による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期券等の有効期間の開始日とする場合に限りません。</p>

現行	改正
<p>(1) 新たに入学する学生に対する通学証明書の交付は、本人が当該指定学校への入学手続きを完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのについては、学年の始期以前であってもこれを行うことができます。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければなりません。</p>	<p>(1) 新たに入学する学生<u>等</u>に対する通学証明書の交付は、本人が当該指定学校への入学手続きを完了し、学校の代表者が証明書を本人に交付したのについては、学年の始期以前であってもこれを行うことができます。ただし、学年の始期以前に発行する学割証には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければなりません。</p>
(中略)	(中略)
<p>(3) 卒業する予定の学生に対する通学証明書及び次条により通学定期券等を発売する者のうち、高等専門学校第3学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期までとします。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その有効期間欄に学年の終期を赤書きしなければなりません。</p>	<p>(3) 卒業する予定の学生<u>等</u>に対する通学証明書及び次条により通学定期券等を発売する者のうち、高等専門学校第3学年の学生に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期までとします。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その有効期間欄に学年の終期を赤書きしなければなりません。</p>
<p>(4) 卒業する予定の学生及び高等専門学校第3学年の学生に交付する通学証明書の通学定期券等の有効期間は、学年の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとします。</p>	<p>(4) 卒業する予定の学生<u>等</u>及び高等専門学校第3学年の学生に交付する通学証明書の通学定期券等の有効期間は、学年の終期以後1箇月をこえるものを記入しないものとします。</p>
(中略)	(中略)
(身体障害者等に対する割引のIC連絡定期券の発売)	(身体障害者等に対する割引のIC連絡定期券の発売)
<p>第24条 第1種身体障害者<u>及び</u>12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合は、割引のIC連絡定期券を発売します。</p>	<p>第24条 第1種身体障害者<u>又は</u>12歳未満の第2種身体障害者が<u>身体障害者の</u>介護者とともに乗車する場合は、割引のIC連絡定期券を発売します。</p>
<p>2 前項の規定により介護者に発売するIC連絡定期券は、身体障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該身体障害者の介護者に対して発売するIC連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。</p>	<p>2 前項の規定により<u>身体障害者の</u>介護者に発売するIC連絡定期券は、身体障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該身体障害者の介護者に対して発売するIC連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。</p>
<p>注) 身体障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該身体障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。</p>	<p><u>(注)</u> 身体障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該身体障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。</p>
(中略)	(中略)
(知的障害者等に対する割引のIC連絡定期券の発売)	(知的障害者等に対する割引のIC連絡定期券の発売)
<p>第26条 第1種知的障害者<u>及び</u>12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合は、割引のIC連絡定期券を発売します。</p>	<p>第26条 第1種知的障害者<u>又は</u>12歳未満の第2種知的障害者が<u>知的障害者の</u>介護者とともに乗車する場合は、割引のIC連絡定期券を発売します。</p>
<p>2 前項の規定により介護者に発売するIC連絡定期券は、知的障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該知的障害者の介護者に対して発売するIC連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。</p>	<p>2 前項の規定により<u>知的障害者の</u>介護者に発売するIC連絡定期券は、知的障害者に対して通学定期券等を発売する場合であっても、当該知的障害者の介護者に対して発売するIC連絡定期券は、通勤定期券に限るものとします。</p>

現行	改正
<p>注) 知的障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該知的障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。 (中略)</p> <p>(小児に対する I C 連絡定期券の発売)</p> <p>第 28 条 小児の旅客に対しては、使用者の 12 歳に達する日以降で最初の 3 月 31 日 (誕生日が 3 月 31 日の場合は当該 3 月 31 日、4 月 1 日の場合は前日の 3 月 31 日) までの間使用することができる I C カードを媒体として I C 連絡定期券を発売します。</p> <p>2 前項に規定する I C 連絡定期券の購入に際して、旅客は公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、<u>生年月日</u>、<u>性別</u>を証明しなければなりません。ただし、I C カードの発売時にこれらの事項を証明している場合は、公的証明書等の提示を省略することができます。 (中略)</p> <p>(I C 連絡定期運賃計算上の経路等)</p> <p>第 32 条 I C 連絡定期運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算します。</p> <p>2 I C 連絡定期の運賃計算の発駅は、発売する運送事業者の駅とします。</p> <p>(I C 連絡通勤定期運賃)</p> <p>第 33 条 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する大人の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び豊鉄旅規第 51 条に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額 (中略)</p> <p>2 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する小児の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額 (中略)</p>	<p>ものとしします。</p> <p><u>(注)</u> 知的障害者の介護者が通学定期券等の使用資格者であっても、当該知的障害者の介護者に対しては、通学定期券等を発売しません。 (中略)</p> <p>(小児に対する I C 連絡定期券の発売)</p> <p>第 28 条 小児の旅客に対しては、使用者の 12 歳に達する日以降で最初の 3 月 31 日 (誕生日が 3 月 31 日の場合は当該 3 月 31 日、4 月 1 日の場合は前日の 3 月 31 日) までの間使用することができる I C カードを媒体として I C 連絡定期券を発売します。</p> <p>2 前項に規定する I C 連絡定期券の購入に際して、旅客は公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名 <u>及び</u>生年月日を証明しなければなりません。ただし、I C カードの発売時にこれらの事項を証明している場合は、公的証明書等の提示を省略することができます。 (中略)</p> <p>(I C 連絡定期運賃計算上の経路等)</p> <p>第 32 条 I C 連絡定期運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算します。</p> <p>2 I C 連絡定期<u>券</u>の運賃計算の発駅は、発売する運送事業者の駅とします。</p> <p>(I C 連絡通勤定期運賃)</p> <p>第 33 条 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する大人の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する大人通勤定期旅客運賃及び豊鉄旅規第 51 条に規定する大人通勤定期旅客運賃を併算した額 (中略)</p> <p>2 第 21 条第 1 項第 1 号により発売する小児の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条に規定する小児通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通勤定期旅客運賃を併算した額 (中略)</p>

現行	改正
<p>注) J R線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の通勤定期券は発売しません。</p> <p>(I C 連絡通学定期運賃)</p> <p>第 34 条 第 21 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項により発売する大人の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する大人通学定期旅客運賃及び豊鉄旅規第 51 条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 21 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項により発売する小児の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ以外の小児</p> <p>J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条、第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券乙の料金並びに高速規程第 19 条第 3 項第 3 号に規定する学生定期料金乙を併算した額</p> <p>注) J R 線と名古屋市交通局線においては、小学生等以外の小児に対する通学学生定期券は発売しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C 連絡通勤定期運賃)</p> <p>第 35 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者又は大人の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p>	<p><u>(注)</u> J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の通勤定期券は発売しません。</p> <p>(I C 連絡通学定期運賃)</p> <p>第 34 条 第 21 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項により発売する大人の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ及びウ以外の大人の学生</p> <p>J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する大人通学定期旅客運賃及び豊鉄旅規第 51 条に規定する大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 21 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項により発売する小児の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>ア イ以外の小児</p> <p>J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 2 号又は同第 96 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条及び同第 51 条に規定する小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条、第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び同第 103 条第 1 号に規定する割引の小児通学定期旅客運賃、乗合規程第 24 条の 5 第 2 項に規定する学生定期券乙の料金並びに高速規程第 19 条第 3 項第 3 号に規定する学生定期料金乙を併算した額</p> <p><u>(注)</u> J R 線と名古屋市交通局線においては、小学生等以外の小児に対する通学学生定期券は発売しません。</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C 連絡通勤定期運賃)</p> <p>第 35 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者又は大人の<u>身体障害者</u>の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者又は大人の<u>知的障害者</u>の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p>

現行	改正
<p>J R旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第 38 条、同第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>注) J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通勤定期券は発売しません。</p> <p>(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C 連絡通学定期運賃)</p> <p>第 36 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者に対する割引の通学定期券等の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者に対する割引の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7</p>	<p>J R 旅規第 95 条第 1 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通勤定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者又は小児の<u>身体障害者</u>の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者又は小児の<u>知的障害者</u>の介護者に対する割引の通勤定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条及び同第 95 条第 1 号又は同第 96 条並びに J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通勤定期旅客運賃と豊鉄旅規第 38 条、同第 52 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通勤定期旅客運賃とを併算した額</p> <p>(中略)</p> <p><u>(注)</u> J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通勤定期券は発売しません。</p> <p>(身体障害者又は知的障害者に対する割引の I C 連絡通学定期運賃)</p> <p>第 36 条 第 24 条により発売する大人の身体障害者に対する割引の通学定期券等の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する大人の知的障害者に対する割引の通学定期券等の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7 条又は J R 知規第 6 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の大人通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>2 第 24 条により発売する小児の身体障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃及び第 26 条により発売する小児の知的障害者に対する割引の通学定期券の I C 連絡定期運賃は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸</p> <p>J R 旅規第 74 条、同第 95 条第 2 号又は同第 96 条及び J R 身規第 7</p>

現行	改正
<p>条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条、同第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p>注) J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通学定期券等は発売しません。</p> <p>(I C 連絡定期券の使用条件)</p> <p>第 37 条 I C 連絡定期券は、その券面表示に従って使用することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者の介護者の同行)</p> <p>第 44 条 第 13 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、身体障害者と、<u>その</u>介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p>(知的障害者の介護者の同行)</p> <p>第 45 条 第 15 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、知的障害者と、<u>その</u>介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p>(身体障害者手帳の携帯)</p> <p>第 46 条 身体障害者 <u>又はその</u> 介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、身体障害者手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第 47 条 知的障害者 <u>又はその</u> 介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、療育手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、 I C 連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし箇所¹に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 1 項に定める払いもどしと同時に、新たに異なる種類、区分、割引又は区間の I C 連絡定期券 (払いもどしを申し出た I C 連絡定期券を発売した運送事業者の I C 定期券に変更する場合を含みます。) を購入する場合の払いもどし額は、各運送区間ごとに次の</p>	<p>条又は J R 知規第 6 条に規定する小児通学定期旅客運賃並びに豊鉄旅規第 38 条、同第 51 条及び豊鉄障規第 7 条に規定する割引の小児通学定期旅客運賃を併算した額</p> <p>(中略)</p> <p><u>(注)</u> J R 線と名古屋市交通局線又はあおなみ線の I C 連絡運輸の小児の割引の通学定期券等は発売しません。</p> <p>(I C 連絡定期券の使用条件)</p> <p>第 37 条 I C 連絡定期券は、その券面表示 <u>事項</u> に従って使用することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(身体障害者の介護者の同行)</p> <p>第 44 条 第 13 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、身体障害者と、<u>身体障害者の</u> 介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p>(知的障害者の介護者の同行)</p> <p>第 45 条 第 15 条第 2 項に規定するところにより購入した I C 連絡定期券は、知的障害者と、<u>知的障害者の</u> 介護者とが、同一の列車等により乗車する場合に限って有効とします。</p> <p>(身体障害者手帳の携帯)</p> <p>第 46 条 身体障害者 <u>及び身体障害者の</u> 介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、身体障害者手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> <p>(療育手帳の携帯)</p> <p>第 47 条 知的障害者 <u>及び知的障害者の</u> 介護者に発売した割引の I C 連絡定期券は、療育手帳を携帯する場合に限って有効とします。</p> <p>(中略)</p> <p>(I C 連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、 I C 連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし <u>取扱</u> 箇所¹に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 1 項に定める払いもどしと同時に、新たに異なる種類、区分、割引又は区間の I C 連絡定期券 (払いもどしを申し出た I C 連絡定期券を発売した運送事業者の I C 定期券に変更する場合を含みます。) を購入する場合の払いもどし額は、各運送区間ごとに次の</p>

現行	改正
<p>各号により計算した額を合計した額とします。</p> <p>(1) J R線 次のアからウに定めるところにより計算した額。</p> <p>ア 有効期間前に継続発売した I C 連絡定期券に対して、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間前に申出があった場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬あるときは、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間に対する、J R 旅規第 288 条第 1 号の規定を準用して計算した日割額（以下これを「<u>払いもどし日割額</u>」といいます。）を 10 倍した額（以下これを「<u>旬割運賃</u>」といいます。）とすでに収受した J R 線区間の I C 連絡定期運賃との合計額。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 <u>前各項</u>の払いもどしに伴う S F 残額の払いもどし等については、当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者及び当該 I C 連絡定期券の I C カードの発行事業者の定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>各号により計算した額を合計した額とします。</p> <p>(1) J R線 次のアからウに定めるところにより計算した額。</p> <p>ア 有効期間前に継続発売した I C 連絡定期券に対して、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間前に申出があった場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬あるときは、継続発売した I C 連絡定期券の有効期間に対する、J R 旅規第 288 条第 1 号の規定を準用して計算した日割額を 10 倍した額（以下これを「<u>旬割運賃</u>」といいます。）とすでに収受した J R 線区間の I C 連絡定期運賃との合計額。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 <u>第 1 項から第 4 項</u>の払いもどしに伴う S F 残額の払いもどし等については、当該 I C 連絡定期券を発売した運送事業者及び当該 I C 連絡定期券の I C カードの発行事業者の定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

別表（第 18 条）

1 J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R 線		豊橋鉄道線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 <u>函南・醒ヶ井</u> 間各駅 <u>御殿場線</u> <u>下曾我・沼津</u> 間各駅	東海道本線 <u>函南・醒ヶ井</u> 間 <u>御殿場線</u> <u>下曾我・沼津</u> 間			
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間			
飯田線 豊橋・ <u>豊川</u> 間各駅	飯田線 豊橋・ <u>豊川</u> 間			
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	豊橋	新豊橋	渥美線 <u>渥美線</u>
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間			
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間			
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間			
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間			

別表（第 18 条）

1 J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸

J R 線		豊橋鉄道線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 <u>熱海・米原</u> 間及び <u>大垣・美濃赤坂</u> 間各駅	東海道本線 <u>熱海・米原</u> 間及び <u>大垣・美濃赤坂</u> 間			
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間			
飯田線 豊橋・ <u>本長篠</u> 間各駅	飯田線 豊橋・ <u>本長篠</u> 間			
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	豊橋	新豊橋	渥美線 <u>各駅</u>
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間			
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間			
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間			
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間			

現行

2 JR線と名古屋市交通局の連絡運輸

(1) JR線と市地下鉄線の連絡運輸

JR線		市地下鉄線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 函南・醒ヶ井間各駅 御殿場線 下曽我・沼津間各駅	東海道本線 函南・醒ヶ井間 御殿場線 下曽我・沼津間	金山	金山	全線 各駅
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間	名古屋	名古屋	
飯田線 豊橋・豊川間各駅	飯田線 豊橋・豊川間	大曽根	大曽根	
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間			
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	千種	千種	
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	鶴舞	鶴舞	全線 各駅
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間			
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間	八田	八田	

(中略)

3 JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸

(1) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸 (次号以外の連絡運輸)

JR線		名古屋鉄道線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 函南・醒ヶ井間各駅 御殿場線 下曽我・沼津間各駅	東海道本線 函南・醒ヶ井間 御殿場線 下曽我・沼津間	豊橋	豊橋	・各駅。ただし、蒲郡線(三河鳥羽・蒲郡間)、広見線(明智・御嵩間)及び瀬戸線
身延線 富士・西富士宮	身延線 富士・西富士宮	刈谷	刈谷	
		金山	金山	

改正

2 JR線と名古屋市交通局の連絡運輸

(1) JR線と市地下鉄線の連絡運輸

JR線		市地下鉄線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	金山	金山	全線 各駅
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間	名古屋	名古屋	
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間	大曽根	大曽根	
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間			
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間	千種	千種	
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間	鶴舞	鶴舞	全線 各駅
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間			
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間	八田	八田	

(中略)

3 JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸

(1) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸 (次号以外の連絡運輸)

JR線		名古屋鉄道線		
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間	豊橋	豊橋	各駅。ただし、蒲郡線(三河鳥羽・蒲郡間)、広見線(明智・御嵩間)及び瀬戸線を除く。
身延線 富士・西富士宮	身延線 富士・西富士宮	刈谷	刈谷	
		金山	金山	

現行						改正						
間各駅 飯田線 豊橋・豊川間各 駅 武豊線 大府・武豊間各 駅 中央本線 中津川・金山間 各駅 太多線 多治見・美濃太 田間各駅 高山本線 岐阜・美濃太田 間各駅 関西本線 名古屋・亀山間 各駅	宮間 飯田線 豊橋・豊川間 武豊線 大府・武豊間 中央本線 中津川・金山 間 太多線 多治見・美濃 太田間 高山本線 岐阜・美濃太 田間 関西本線 名古屋・亀山 間	名古屋 尾張一 宮 岐阜 可児 鶉沼 弥富 大曾根	名鉄名 古屋 名鉄一 宮 名鉄岐 阜 新可児 新鶉沼 弥富	戸線を除 く。	の各駅を 除く。	間各駅 飯田線 豊橋・本長篠間 各駅 武豊線 大府・武豊間各 駅 中央本線 中津川・金山間 各駅 太多線 多治見・美濃太 田間各駅 高山本線 岐阜・美濃太田 間各駅 関西本線 名古屋・亀山間 各駅	宮間 飯田線 豊橋・本長篠 間 武豊線 大府・武豊間 中央本線 中津川・金山 間 太多線 多治見・美濃 太田間 高山本線 岐阜・美濃太 田間 関西本線 名古屋・亀山 間	名古屋 尾張一 宮 岐阜 可児 鶉沼 弥富 大曾根	名鉄名 古屋 名鉄一 宮 名鉄岐 阜 新可児 新鶉沼 弥富	瀬戸線	瀬戸線 各駅	瀬戸線 各駅

(2) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸（名古屋鉄道線の中にJR線が介在する連絡運輸）

名古屋鉄道線		JR線		名古屋鉄道線	
発着駅	経由	接続駅	経由	接続駅	発着駅
・全線。ただし、蒲郡線（吉良吉田・蒲郡間）、広見線（新可児・御嵩間）及び瀬戸線を除く。	・各駅。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線の各駅を除く。	豊橋	豊橋	大曾根	瀬戸線 各駅
		刈谷	刈谷		
		金山	金山		
		名古屋	名鉄名古屋		
		尾張一宮	名鉄一宮		
		岐阜	名鉄岐阜		
可児	新可児	大曾根	瀬戸線 各駅		
			東海道本線 掛川・醒ヶ井間 飯田線 豊橋・豊川間 武豊線 大府・武豊間 中央本線 中津川・金山間 太多線 多治見・美濃太田間 高山本線 岐阜・美濃太田間 関西本線		

(2) JR線と名古屋鉄道線の連絡運輸（名古屋鉄道線の中にJR線が介在する連絡運輸）

名古屋鉄道線		JR線		名古屋鉄道線	
発着駅	経由	接続駅	経由	接続駅	発着駅
各駅。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線の各駅を除く。	全線。ただし、蒲郡線（三河鳥羽・蒲郡間）、広見線（明智・御嵩間）及び瀬戸線を除く。	豊橋	豊橋	大曾根	瀬戸線 各駅
		刈谷	刈谷		
		金山	金山		
		名古屋	名鉄名古屋		
		尾張一宮	名鉄一宮		
		岐阜	名鉄岐阜		
			東海道本線 掛川・醒ヶ井間 飯田線 豊橋・豊川間 武豊線 大府・武豊間 中央本線 中津川・金山間 太多線 多治見・美濃太田間 高山本線		

現行							改正								
		鶉沼	新鶉沼	名古屋・亀山間						可児	新可児	岐阜・美濃太田間 関西本線			
		弥富	弥富							鶉沼	新鶉沼	名古屋・亀山間			
										弥富	弥富				

4 JR線とあおなみ線の連絡運輸

JR線		あおなみ線			
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅	
東海道本線 函南・醒ヶ井間各駅 御殿場線 下曽我・沼津間各駅	東海道本線 函南・醒ヶ井間 御殿場線 下曽我・沼津間				
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間				
飯田線 豊橋・豊川間各駅	飯田線 豊橋・豊川間				
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	名古屋	名古屋	全線	各駅
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間				
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間				
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間				
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間				

4 JR線とあおなみ線の連絡運輸

JR線		あおなみ線			
発着駅	経由	接続駅	経由	発着駅	
東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間各駅	東海道本線 熱海・米原間及び大垣・美濃赤坂間				
身延線 富士・西富士宮間各駅	身延線 富士・西富士宮間				
飯田線 豊橋・本長篠間各駅	飯田線 豊橋・本長篠間				
武豊線 大府・武豊間各駅	武豊線 大府・武豊間	名古屋	名古屋	全線	各駅
中央本線 中津川・金山間各駅	中央本線 中津川・金山間				
太多線 多治見・美濃太田間各駅	太多線 多治見・美濃太田間				
高山本線 岐阜・美濃太田間各駅	高山本線 岐阜・美濃太田間				
関西本線 名古屋・亀山間各駅	関西本線 名古屋・亀山間				

附則

この通達は、令和7年3月15日から施行する。